

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 宿泊業又は娯楽業の小規模事業者の範囲の特例を定めること。

(本則関係)

第二 この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)